

学校感染症による出席停止と学校感染症証明書について

学校感染症にかかった場合は、本人の健康回復と感染症のまん延予防のため、出席停止となります。感染の疑いがあるときは、早めに医療機関を受診し、医師に指示された期間、学校をお休みしてください。治って登校する際、インフルエンザにおいては「インフルエンザによる経過報告書」、それ以外の感染症においては「学校感染症証明書」を医師に記載してもらい、学校へ提出してください。なお、出席停止の措置をとった場合、お休みした日数は出席しなければならない日数から除外されます。

☆感染症にかかった時は、すみやかに学校へご連絡ください。

☆「インフルエンザによる経過報告書」または、「学校感染症証明書」は治って登校する際、お持ちください。

| 病名 | 出席停止の期間の基準など |
|---------------------|--|
| インフルエンザ | 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで |
| 麻疹 | 解熱した後3日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) | 耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹 | 発疹が消失するまで |
| 水痘 (みずぼうそう) | すべての発疹が痂皮化するまで |
| 咽頭結膜熱 | 主要症状が消退した後2日を経過するまで |
| 結核 | 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 同上 |
| 流行性角結膜炎 | 同上 |
| マイコプラズマ肺炎 | 同上 |
| 感染性胃腸炎 | 必要に応じて、学校長が出席停止の措置を行う |

○手足口病、伝染性紅斑、溶連菌感染症は出席停止ではありません。

○その他、感染症拡大を防ぐために、出席停止となりうる感染症もありますので、学校までお問い合わせください。